# 企業犯罪抑止のための行政処分の 重罰化と立証責任・証明度のあり方 について"

白石 賢\*

#### はじめに

2006年1月から改正独占禁止法が施行さ れた。これにより、違反企業に対して今まで 以上に高額な課徴金が課されることになる。 さらに, 犯則手続が導入されたことで, 公正 取引委員会に強い執行権が与えられることに なる。これらのことは、前章で示したように 行政処分の重罰化が進むということである。 しかし、課徴金賦課手続は行政審判という行 政手続とされているため, 準司法手続とされ るものの被審人に対しては刑事訴訟手続ほど 厳格な手続保障はなされていない。このため, 行政処分の重罰化による二重処罰論等が主張 されるとともに、審判と刑事裁判との手続の 違いが、デュー・プロセス上問題があるとい う指摘がなされていた」。手続保障の違いか ら生ずる最大の問題点は行政審判と刑事裁判 で立証水準の違いである。審判での立証基準 が刑事裁判のものより低い場合には, その低 い立証基準で重罰化しつつある行政処分、つ まり、実質的な処罰が課されることになって しまうからである。これが特に問題となりう るのは、その後の裁判の事実認定を拘束しう る実質的証拠法則が適用される場合である。 一方で、企業犯罪については、犯罪抑止の観 点から犯罪立証基準の軽減化の要請も強い。

本章では、重罰化が進む行政処分の中での、

企業犯罪に対する立証基準の問題について検 討を加えるものである。

### 1. 行政処分手続の立法裁量性と処分結 果

行政処分手続と刑事手続との一般的な関係 についてのリーディング・ケースとしては成 田新法事件があげられる2。本判決では,「憲 法31条の定める法定手続の保障は,直接に は刑事手続に関するものであるが、行政手続 については、それが刑事手続ではないとの理 由のみで、そのすべてが当然に同条による保 障の枠外にあると判断することは相当でない。 ……しかしながら、一般に、行政手続は、刑 事手続とその性質においておのずから差異が あり, また, 行政目的に応じて多種多様であ るから、行政処分の相手方に事前の告知、弁 解, 防御の機会を与えるかどうかは, 行政処 分により達成しようとする公益の内容,程度, 緊急性等を総合較量して決定されるべきもの であ(る)。」とされ、行政処分における手続 保障については基本的には立法裁量的で良い ことが示されている。

また、刑事罰である罰金と同様の金銭的制裁である行政処分(過料)についても³、「(これを受ける者に対して)なんら告知、弁明、防禦の機会を与えることなく、その(権利)を奪うことは、…憲法の容認しないところ」であるとしつつも⁴、その具体的な方法については、最近の下級審判決においても、「『弁明の機会の付与』については、その趣旨

<sup>\*</sup> 内閣府経済社会総合研究所主任研究官

<sup>\*\*</sup> 本論文は2006年5月13日のW-A 12回研究会において発表したものである。

に反しない限り、口頭陳述によるか書面陳述によるか、あるいは対席手続によるか糾問手続によるかなど、その具体的態様の選択は、……長の合理的な裁量に委ねられていると考えられる……。」 5と判示し刑事手続と異なる手続での立法裁量性を認めている。

さらに、行政処分手続と民事訴訟手続との一般的関係についても、例えば、公務員の公平審理に関して「『民事訴訟法的厳格性』を求めることは相当でない」、「裁判手続きのような厳格性を要求することは……かえって審査の硬直化を招く」、「民事訴訟におけるように、……厳格な口頭審理方式を貫徹することは、かえって、行政救済手続の特質を阻害する……」といった評価がなされている。。

以上のように, 行政処分手続は行政手続法 の枠外にある場合は、行政の実情に応じて立 法裁量的に定められて良く, その手続は刑事 手続あるいは民事訴訟手続に比べて必ずしも 厳格でなくてもよいとの判断が定着している といえる。このように、行政処分手続が刑事 訴訟手続や民事訴訟手続と異なる形で規定さ れることで, 手続がそれらで規定された場合 とは処分結果に差が生ずることは十分ありう る。例えば、手続上、反対尋問権が採用され るか否かにより、 伝聞証拠の採否が決定され ることになり、そのことから、裁判に提出さ れる証拠の量に違いが出てくることになる。 このようなことは民事訴訟のように処分に当 たって「口頭弁論の全趣旨を考慮する場合」 にも妥当するし、刑事訴訟のように提出され た証拠のみに基づいて処分がなされる場合に も妥当する。なぜなら、自由心証主義による 真実発見を制度的に保障・促進しようとする 民事訴訟の諸原則には、公開主義・口頭主 義・直接主義があるとされているし7、刑事 訴訟の自由心証主義も裁判官の恣意を許すも のではなく、合理的心証であることが必要で あり、それを担保する制度として、証拠能力 制度や当事者主義の諸制度が必須であるとさ れるからである8。

#### 2. 行政審判手続と処分結果

行政審判は行政処分手続のひとつであるが, 一般的行政処分とは異なる点があるとされる。 その特徴としては、①公開の口頭審理での機 会保障,②手続に現れた証拠のみによる事実 認定, ③職能分離などの特徴を備えた準司法 的手続などがあげられるが、その内容が一義 的に定まっているわけではない%。例えば、 行政手続法第3章の規定が適用されない公安 審査委員会という準司法機関が決定する観察 処分手続に関する最近の下級審判決でも,一 般論として成田新法事件最高裁判決を引用し つつ、さらに、「行政手続に憲法31条による 保障が及ぶと解すべき場合であっても, 直ち に原告の主張するような証拠調べや対審的事 実審査を行うことまでもが憲法上要請される と解すべき根拠はなく, 本法の規制措置によ り保護しようとする公益の内容、規制措置が 求められる緊急性、本法による規制措置によ り団体あるいはその構成員が受ける制限の内 容・程度,本法の手続保障は行政手続法と比 べても団体の手続保障に厚いものとなってい ることなどからすると, 本法が規制措置の事 前手続として原告の主張するような証拠調べ や対審的事実審査を定めていないからといっ て、憲法31条の要請を満たしていないと解 することはできない。……本法の規定する観 察処分によって保護しようとする利益が、国 民の生命・身体の安全をはじめとする国民生 活の平穏を含む公共の安全であって、両サリ ン事件のような無差別大量殺人行為が立て続 けに発生し, このような危険から一般市民を 保護し、公共の安全を確保すべき喫緊の必要 性が存在すること, 上記のような公共の安全 を確保するためには, 本法の定める観察処分 によるのでなければその目的を達成すること が困難である……。したがって、……総合的 に判断すれば、本法の定める事前手続は、団 体の権利・利益を手続的に保障するための措

置として不十分であるということはできないから、本法が憲法31条ないしその法意に反するということはできない。」と判示し、刑事手続と異なる手続での立法裁量性を認めている10。さらに、独占禁止法や証券取引法の課徴金賦課手続は、被審人に十分な主張立証の機会を与え手続の公正を確保するための対審構造型の手続が採用され、証拠調べ手続は基本的には民事訴訟手続に準じたものされている(独占禁止法47条、ただし、参考人審尋・鑑定手続については刑事訴訟法を準用(独占禁止法62条)、証券取引法185条2項、185条の4第3項など)ものの1112、やはり、刑事訴訟法や民事訴訟法とは別の手続が定められている。

審判手続が立法裁量的に規定され刑事訴訟 手続でもなく民事訴訟手続ではない「準」司 法手続とされ、厳格さにおいて一段低いもの とされると通常の行政処分手続と同様、その 影響が証拠認定等を通じて審判結果に現れる ことになる。

特に,独占禁止法審判の場合,実質的証拠 法則が認められていることから(独占禁止法 80条1項)、審判での事実認定が審判の取消 訴訟を争うための上級裁判所の事実認定を拘 東することになるため、 審判手続が民事手続 類似のものであるか刑事手続類似のものであ るかは大きな違いを生む。上級裁判所での実 質的証拠法則の審査は, 証拠採用の段階, 証 拠と基礎的事実の結び付きの検証段階,推論 過程段階においてそれぞれなされる。そこで、 証拠採用の段階では、例えば「日本の民事訴 訟法はアメリカ法と違って伝聞証拠を排除し ないので、実質的証拠法則に特有な問題はほ とんどない。 | と言われることがあるが13. これは審判手続が民事訴訟手続類似のもので あることが前提の議論である。また, 証拠と 基礎的事実の結び付きの段階でも、例えば 「行政委員会の審判においても, 通常の民事 裁判と同様の認定とならざるを得ないし、そ うでないとすれば,裁判所で実質的証拠なし

と判示されるものと考えられる。」と言われることがあるが<sup>14</sup>、これも、審判手続が民事手続類似であることが前提となった議論である。

もともと、この実質的証拠法則が認められ るのは、司法積極主義や消極主義との関係で、 「行政委員会の行政手続が厳格な場合には司 法審査は緩くなり, 逆に行政手続が粗略にな れば司法審査が厳格化する」というバランス 関係の上に立っているのであり15, 行政審判 手続の厳格さがどの程度であるかが実質的証 拠法則を認めるための重要な基準となるので ある。そして、その場合の厳格さは、一般的 には、準司法手続という言葉で表現され裁判 手続類似であればよいと解されているようで あるが16,独占禁止法の課徴金のように行政 処分が重罰化しつつある局面では、行政審判 の手続の厳格さの程度は、民事手続類似か刑 事手続類似かといった質や深さの議論がなさ れなければならないと思われる。この点につ いて, 例えば, 独占禁止法違反事件の審判開 始決定書における事実認定の記載は、本来、 具体的かつ明白にすべきであると考えられる が、「……行政手続であって、民事若しくは 刑事の訴訟手続とは性格を異にするから, そ の審判の対象の特定に関して訴訟手続におけ ると同様に厳格な手続的規制が要求されるも のではない。このことと、審判手続について は被審人の防禦権を保障し、……対審構造が とられていることを合わせて考えると……」 民事若しくは刑事の訴訟手続訴因のような厳 格さは要求されないとの考えやエア、さらに、 独占禁止法等の行政審判手続やそれに対する 取消訴訟手続について,一般論として民事訴 訟類似を前提とした議論がなされていること は疑問であると言わざるを得ない18。

## 3. 刑事訴訟手続・民事訴訟手続における証明度

行政審判手続での厳格さの質や深さを考え,

刑事訴訟手続類似か民事訴訟手続類似のどちらにウエイトを置いたものとするかを判断するにあたり重要なことは、どちらにウエイトを置くかで結果として何が異なってくるかということである。それは刑事手続と民事手続で異なる証明度・立証責任の配分であると思われる。

刑事訴訟における証明度に関しては、刑事 訴訟法318条が「証拠の証明力は、裁判官の 自由な判断に委ねる。」とされ自由心証主義 を規定している。そして,裁判官による証明 はいかなる要件が充足されれば達成されれば よいのか, つまり, 「証明度」ないし「証明 の基準」がどの程度必要かについては、判例 では「高度の蓋然性」19, あるいは, 「反対 事実の存在の可能性を許さないほどの確実性 を志向したうえでの『犯罪の証明は十分』で あるという確信的な判断」であるとされてい る20。一方、民事訴訟における証明度に関し ても, 民事訴訟法247条が「裁判所は, 判決 をするに当たり, 口頭弁論の全趣旨及び証拠 調べの結果をしん酌して、自由な心証により、 ……判断する」と自由心証主義を規定し、そ して、証明度自体については、判例では、 「訴訟上の因果関係の立証は,一定の疑義も 許されない自然科学的証明ではなく, 経験則 に照らして全証拠を総合検討し, 特定の事実 が特定の結果発生を招来した関係を是認し得 る高度の蓋然性を証明することであり、その 判定は、通常人が疑いを差し挟まない程度に 真実性の確信を持ちえるものであることを必 要とし、かつ、それで足りるものである」と している21。

このように、刑事訴訟法、民事訴訟法ともに自由心証主義を規定し、証明の程度は、「高度の蓋然性」とされ、その内容は、通常人が疑いを差し挟まない程度の真実性の確信とされている。しかし、刑事訴訟では、「疑わしきは被告人の利益に」という原則が働くため、検察官は、犯罪事実及びそれに準ずる事項についてついては、その存在を「合理的

な疑いを容れない程度」までに証明する必要 がある。その結果, 客観的挙証責任をすべて 検察官が負うことになる。 つまり、 刑事訴訟 では、検察官が90%~100%の証明度ですべ ての挙証責任を負うことが必要とされ、他方 で、被告人はゼロの立(挙)証責任しか負わ ないことになるのである22。ただ,「合理的 な疑いを容れない程度」についても、一応 90%~100%としたが、その内容は必ずしも 明らかではない23。そのため、「審理の結果 証拠上の重要な疑問が解消されなければ、た とえ形式的な有罪証拠があっても無罪とすべ きで、間違っても、証拠の不足を推測や想像 で補ってはいけ(ない)。」とか「『真犯人を 取り逃がす不正義』と『無辜を処罰すること の不正義』とは同じ不正義でもけっして同列 に論ずることはできない。」といった木谷・ 石井論争のような「合理的な疑いを容れない 程度」についての考え方の違いが実務上は生 じているのである2425。

また、民事訴訟でも、「高度の蓋然性」は 「社会の一般人が日常の生活において安んじ てこれに頼って生活する程度(とされ,) そ の程度は、刑事訴訟のそれを90パーセント 以上とすれば、実務的には70パーセントな いし80パーセントであるといわれる」が26, 民事訴訟の証明責任や証明度の基礎には,刑 事訴訟の「疑わしきは被告人の利益に」とい う原則のかわりに、当事者の公平、あるいは 当事者の法的安定性の考慮という原則がある。 そのため, 近時の公害訴訟とか医療過誤訴訟 などの現代型訴訟においては、弱者救済的な 観点から証明度を緩和するという議論や実務 的対応が出ているのである27。このように、 実務上は刑事訴訟・民事訴訟ともに証明度に ついて、一定の範囲内ではあるが幅をもった 運用がなされているのである。

# 4. 証明度と立証責任の一体化とスペクトラム的思考

ここまで、証明度と立証責任については別 のものとして議論してきた。このような考え 方が、今までの我が国の一般的な考え方で あった。これは我が国の証明責任論がドイツ 法の影響を大きく受けてきたことと関係して いるとされる28。しかしながら、米国法に類 似するスウェーデン法では,「証明責任の問 題は、証明責任の分配の問題と証明度の決定 の両者を包含していること。より正確には証 明度は証明責任の具体化である。」とされて いるように29、証明度と証明責任は一体で議 論がなされてもよいと考えられる。なぜなら、 証明度と立証責任は一体で事実的基礎が不明 確な場合に,「どちら」に「どの程度」の危 険を配分すべきかを決定する機能を持つから である。

このような考え方は、民事訴訟の立証責任 の所在について利益衡量説をとる場合には十 分可能な議論である。民事訴訟での立証責任 の分配については, 通説・判例は, 法律要件 分類説を採っているとされるが30,これに対 して, 利益衡量説は, 公平・立証の難易, 証 拠との距離や立法趣旨などを総合的に考慮し て利益衡量によって証明責任の所在を決定す るしかないと考えるものである。この考え方 を利用し, ここでも公害訴訟や医療過誤訴訟 において, 弱者救済的な観点等から立証責任 の分配を修正しようとしているのである。こ のような考慮は、前述したように証明度の緩 和からも可能であった。つまり、当事者にど の程度の「考慮」を与えるか、つまり優位さ や対等さを与えるかは,「証明度」「立証責任」 の両方から可能であるし、また、両者の組合 せでも考えられるはずである。さらに言うと, 組合せで考えなければ、証明度が高度の蓋然 性など両当事者に50%,50%でなく一方に 高く設定されていればいるほど、客観的立証

責任を負う側(立証できなければ負けてしまう側)の主観的立証責任の負担は重いものとなってしまうということが生じてしまう。例えば、70%の証明度で立証できなければ敗訴してしまうとするのは立証側に相当厳しい立場を強いるものとなるが、逆に、30%の証明度で立証をできなければ敗訴してしまうとすれば、立証側は立証責任は果たさなければならないかもしれないが、その負担自体はかなり楽なものとなりうるのである。

さらに, 証明度・立証責任を一体的・組合 せとして, その両者で当事者の考慮や対等を 考えるということになると, 刑事訴訟の証明 度は90%以上民事訴訟の証明度は70%程度 といった固定的数値で証明度を捉える必要は なくなるはずである。これは、米国の段階的 証明度の考え方の応用でもある。米国では, 刑事訴訟と民事訴訟では陪審が事実認定する ために要求される証明度が異なっており31, 刑事訴訟では,有罪を認定するためには, 95%以上の証明度とされる合理的な疑いを 容れない証明が必要であるとされる。そして, 通常の民事訴訟事件では、51%の確信があ ればよいとされる証拠の優越 (preponderance of evidence) が適用され、詐欺・不当 威圧,滅失証書の内容,口頭契約の特定履行, 書面による契約の変更の証明に対しては、70 ~80%の確信が要求される明白かつ説得的 な証明 (clear and convincing proof) が適用 される。この段階的証明度によって, 当事者 間の危険の振り分けを行っているのである。 このようなスペクトラム的な証明度と立証責 任の組み合わせをとることで、当事者間で柔 軟な危険の配分ができるはずである。もちろ ん刑事訴訟もこのスペクトラム的な証明度・ 立証責任の振り分けで考えることは可能であ る。しかし,現行刑事訴訟の場合には,「疑 わしきは被告人の利益に」という原則から、 証明度がスペクトラムの極端な位置に存在す るため、挙証責任自体も問題とならないこと になっているのである(下図)。

現行・刑事訴訟と民事訴訟の証明度・立証(挙証)責任の関係

		検察官		被告人
1		絶対不利	П	「疑わしきは被告人の利益に」=絶対優位
刑事訴訟	証明度	90~100%	Т	0%
	拳証責任	証明する必要		証明する必要なし
		原告	Т	被告
1		権利主張側=相当不利	Т	権利防衛側=相当有利
民事訴訟	証明度	70~80%	Ι	0%
	立証責任	証明する必要	Г	反証する必要

スペクトラム方式での証明度・立証責任の関係

		原告·検察官		被告·被告人			
刑事訴訟		絶対不利⇔やや不利⇔対等⇔やや有利⇔絶対有利					
民事訴訟	証明度	100%⇔70%⇔50%⇔30%⇔0%					
	立証責任	証明する必要⇔反証⇔争う⇔反証⇔証明する必要なし					

## 5. 行政訴訟・行政処分手続における証明度・証明責任に関する学説

手続が民事訴訟的とされるも必ずしも十分 に明文化されていない行政訴訟(取消訴訟) や立法裁量的であるとされる行政審判では, 証明度・証明責任の問題はどのように扱われ ているのであろうか。取消訴訟に関する立証 責任については、通説は未だ存在していない とされる。ただし、有力な考え方として 「(当事者の公平、事案の性質、事物に関する 立証の難易等によって個別具体的に判断すべ きものと)の立場によりつつも, ……取消訴 訟における利益状況を考慮した一般化が必要 であって、その際には、(国民に義務を課す る行政行為の取消訴訟においては、常に行政 庁が立証責任を負(う))」という立場が主張 されている32。このような考え方は、行政処 分手続においても原則適用できるものと考え られる33。

行政訴訟についての証明度については,民事訴訟より実体的真実解明の必要性が強いことから,「通常の民事訴訟の場合より以上に,……証明度を高く設定すべきとの見解もあるが,他方で,市民の権利保護の要請から逆に証明度を通常より低く設定すべき場合などが多いと思われる。」といわれるように<sup>34</sup>,ここでも通説は存在していないとされる。

つまり、行政訴訟・行政処分手続に関して の証明責任・証明度は、刑事手続ほど厳格で はないが、さりとて、民事訴訟とまったく同 一でもよいということでもなく、紛争類型ご とに立法裁量的あるいは裁量的運用で決定さ れているのが現状である。これは、前述のように行政処分手続自体が、立法裁量的に規定されていることから来る問題でもある。しかし、このことは、逆に、行政処分手続が刑事手続でないことから証明度・立証責任に関してスペクトラム的な適用をなし得る可能性があるということでもある。

## 行政処分取消訴訟・行政審判の証明度・立証責任の運用

それでは、実際の行政処分に関する取消訴訟・行政審判での証明度・証明責任の運用は どのようになされているのであろうか。

行政訴訟実務において証明度・立証責任が 問題とされてきた案件の多くは課税処分取消 訴訟である。課税処分取消訴訟における証明 度・立証責任の分配に関しては、実額課税の 場合と推計課税の場合とで異なる議論が見ら れる。実額課税の場合には, 立証責任の分配 の問題が議論されており、被告(課税庁)帰 属説と原被告分配説に大別できるとする35。 前者は、課税庁の有する調査権限・調査能力, 租税法律主義, 行政行為の公定力, 「疑わし きは納税者の利益に」あるいは国民に義務を 課す行政行為類似の取消訴訟性といった観点 から, 原則, 課税(行政) 庁側が立証責任を 負うべきとされる36。そして、例外的に、原 告側に立証責任が生じる場合としては,「通 常の経済取引では予測しえず行政庁において も調査しえないような事由によって税額の減 少を主張するとき」などがあげられている。 後者は、課税処分取消訴訟の内容が債務不存 在確認訴訟に類似することを理由として、民 事訴訟における立証責任配分原則を適用しよ うとするものである。この場合には、民事訴 訟の通説である法律要件分類説からは, 権利 発生事実については課税庁が、権利障害・消 滅事実については納税者が立証責任を負担す ることになる。一方、利益較量説からは、当 事者の公平等を考慮して、具体的事案に応じ

て個別に立証責任の分配を決すべきであることになるが、その一つの有力な考えとして、原則として課税庁が立証責任を負うが、課税要件事実に関する証拠との距離等を考慮した修正を加えることが必要とされる3738。そして修正を加え原告が例外的に立証責任を負う場合として、「行政庁の認定額をこえる多額の必要経費の存在を主張しながら、その内容を具体的に指摘せず、行政庁がその存否および金額について検証の手段を有しない場合」が例示されている39。

推計課税については、推計の合理性につい て課税庁が立証責任を負うがその証明度が議 論されている。その際に、課税庁の行う推計 の合理性の立証は、一応の (prima facie) 立証で足りるとされる。その理由は、納税は 単なる憲法上の義務であって,「人は犯罪を 犯してはならない」という刑罰の前提たる義 務とは本質を異にするから, 刑事訴訟におけ ると同程度の証明を必要としないというもの である40。他方で、課税庁がなした推計に対 して納税者が実額反証をする場合には、納税 者は合理的疑いを容れない程度の立証が必要 であるとするのが多数の判例である。その理 由をよく表現している判決では以下のように 述べている。「申告納税制度のもとにおける 納税者は、……申告をする義務を負うととも に、その申告を確認するための税務調査に対 しては、所得金額の計算の基となる経済取引 の実態を最もよく知っている者として、その 所得金額を算定するに足りる直接資料を提示 し、その申告の内容が正しいことを税務職員 に説明する義務を負うものといわなければな らないのであつて、申告納税義務に違反して 直接資料を提出せず、調査に協力しないため に、やむを得ず課税庁をして推計課税を余儀 なくさせた納税者が実額反証を許される結果, 申告納税義務を遵守する誠実な納税者よりも 利益を得るような事態を生ぜしめるべきでな いことは当然であるばかりでなく、納税者の 実額反証後に実施される課税庁の反面調査,

証拠の収集は、確認すべき個々の経済取引がなされてから相当の年月を経過してなされるため、関係資料の保存期間の経過や取引関係者の転出、所在不明などによつて限界があり、著しく困難であるのに反し、実額反証を主張する納税者は、もともと経済取引の当事者であって、自己に有利な証拠を提出するのは容易であり、対等な立場にないからであつて、かかる納税者に右のような立証責任を負担でも酷であるとはいえない。」41、ここでは日されるのが、課税庁側の立証の困難につ対して納税者側が自己に対する有利な証拠の対して納税者側が自己に対する有利な証拠につけての合理性の理由としていることである。

行政審判の一つである公正取引委員会の審 判の証明度については、学説上、行政処分で あるから民事訴訟と同様の立証水準で足りる とされているが42, 実際には, 「要件事実を 推認するための間接事実(状況証拠)の立証負 担が重いため……実務的に刑事立証水準に近 づけて運用がなされているように見える(特 にカルテル事件の場合)。」とされていたり 43 44, 判決でも「行政手続としての制約が あるとしても,実際上の効果の重大性を軽視 できないから、被告(公正取引委員会)の主 張するような単なる証拠の優越性だけでは足 りず……」とされるなど45、証明度は、「証 拠の優越性」から「明白かつ説得的な証明」 という民事立証基準よりやや高めの水準、さ らには、刑事訴訟の「合理的疑いに近い」水 準までがスペクトラム的に使われている。

#### 7. 証明度に関する新たな議論

民事訴訟の分野では立証責任の分配に関して利益衡量説が提案されていることは前述したが、さらに証明度についても新しい考え方が提案されている。そこでは、証明責任と証明度の関係が一体として問題とされている。つまり、「立証責任、証明責任を負う側の証明負担、すなわち本証と、それを負わない側

の証明負担、すなわち反証との間に大きな懸 隔が存在すること (が), ……背景となって いる。」とし46、そのような場合に、証明度 の基準を高度の蓋然性から証拠の優越に引き 下げることで、「証明責任の負担が相対化さ れ」攻撃防御の差が小さくなるとの主張であ る47。この説を主張している伊藤教授は, 特に、その必要性が高い事案として、過失 (民法709条など),正当事由(借地借家法6 条など), 欠陥 (製造物責任法2条2項など) を挙げている。それは、この説において、証 明度を引き下げる必要性があるのは,「関連 証拠が相手方当事者や第三者によって所持さ れ,あるいは、間接事実を証明し、間接事実 にもとづいて主要事実を推認させるという過 程をとらざるをえないような訴訟類型(証拠 偏在または事実の性質上証明責任の負担が過 重と感じられる事案)を想定している。」の であり、伝統的な証明度・立証責任理論は、 関連証拠の多くを証明責任を負担する側が所 持し、かつ直接証拠によって証明されうるよ うな場合を想定しているからだとする。

また、税務訴訟の分野でも、「申告水準の 維持向上を図り、適正・公平な課税を実現し ていくためには, 税務訴訟における立証責任 のあり方……についても、……検討していく 必要がある……立証責任については、……申 告納税制度のもとにおいては、納税者が…… 自ら証明する責務を負っているとの考え方が あります。また、納税者の方が税務当局より も所得に関する情報と証拠を十分に有してい ることや, 課税処分は大量・反復的に行われ るものであることを考慮し、主要諸外国のよ うに48,一般的に納税者に立証責任を課すこ と……を制度化してはどうかという意見があ ります。」49といった議論や、「わが国の税務 訴訟における税務訴訟における立証責任は一 般的に課税庁が負うものとされている。しか し, 近年の税務訴訟においては、納税者に立 証を求めるべき場合においては、納税者に一 定の立証を求める裁判例が判例として定着し

つつある。……今後、納税者が自ら説明責任を果たすことが相応しいと思われる項目について、個別に制度的枠組みを整えていくことが望ましい。」50、といった議論がなされており、税制調査会の議論でも、立証責任の一部を納税者に負担させることの制度化についての検討がなされているのである。

## 8. 行政審判での証明度・立証水準はいかにあるべきか

前述のように, 行政審判手続は, 立法裁量 的であるため, 手続のあり方は刑事訴訟, 民 事訴訟と比べ曖昧な位置づけとなっている。 そのため、証明度・証明責任についても、行 政訴訟の証明度・立証基準である民事訴訟の それが基準とされつつも、審判的な性質から、 刑事訴訟の証明度・立証基準に近い運用もな されるなど、幅をもった運用がなされている。 一方,特に企業犯罪では,多数の物証,必要 な情報を持っている多数の関係者がいること により、捜査が容易であるという反面、その 膨大な物証・関係者が会社内に存在するため、 証拠隠滅や口裏あわせなどが生じやすいこと, 経済活動の実情が捜査機関にわかりにくいな ど捜査の困難性があるといわれる51。そのた め, 訴訟・行政処分手続における証明度を低 く設定すべきという議論が捜査側からは出や すい。このような状況の下,独占禁止法や証 券取引法にあるような専ら企業を対象とした 課徴金賦課などの行政処分・行政審判手続に おける証明度・立証責任の立法あるいは運用 は、課徴金が行政処分でありながら重罰化し つつあるという点を踏まえるとどのようにあ るべきだろうか。

単純に考えれば、行政処分であっても、刑事罰類似のものが課されるのであれば、慎重な手続によるべきであると考えられ、証明度・立証責任も刑事訴訟と同程度にすべきということになるだろう。特に、実質的証拠法則が認められる場合には、そのことが一層強

く要求されると考えられる52。確かに、刑事 訴訟の「疑わしきは被告人の利益に」の原則 の実質的根拠が、第一次的には、刑罰の賦課 という重大な不利益を被告人に負わせるもの である点に求められる場合にはそのようなこ とが妥当するように思われる。しかし、当該 原則の第二次的根拠として, 国家機関たる検 察官と一個人に過ぎない被告人との証拠収集 上の力の差異を前提とした場合には、そのよ うな負担を検察官に負わせても不当でないと いう点にあるとする見解があり、この二次的 根拠にウエイトを置く場合には、上記のよう な単純な結論にはならない可能性がある。こ の点に関して, 先の民事訴訟の証明度につい ての新たな議論を展開する伊藤教授は、「刑 事訴訟における証明度は、……民事訴訟にお けるそれよりは一段高いものとされてい(る)。 これは、刑事訴訟の本質が国家の刑罰権の発 動である以上、その要件を厳格に設定しなけ ればならないとの考慮による……。しかし、 証明度が高く設定されている場合に、犯罪構 成要件事実について証明責任を負う検察官が その負担を果たす手段を与えられていなけれ ば、刑事訴訟は機能不全に陥らざるをえ(な い)。その手段として認められているのが、 司法警察職員や検察官の捜査権で(あ る)。...刑事訴訟において証明度について要 求される高度の蓋然性は、このような強力な 拠収集手段によって担保されているといって よい……。」と述べている。これは、第二次 的根拠にウエイトを置いた場合には刑事訴訟 においても証明度修正が考えられなくはない ということを裏から言っているのである。

さらに、学説上挙証責任の転換規定が認められる場合、あるいは、法律上の推定を認める場合として、①検察官にとっての立証が困難であること、②検察官が証明する事実から、被告人が挙証責任を負担する事実への推認が合理性を持つこと(合理的関連性)、③その事実を証明する資料が、通常被告人側にあり、推定事実が存在しないことを示す証拠を提出

するのが困難でないこと(反証の容易性), ④被告人が挙証責任を負担する部分を除いて も,なお犯罪としての相当の可罰性があるこ と,等があげられ<sup>53</sup>,それら要件が満たされ 法律上の推定を認める場合には,被告人側に 要求される証明度は証拠の優越で足りるとさ れている <sup>54 55</sup>。

このように、検察官・行政庁側の立証の困難さにより証明度を修正すること、あるいは挙(立)証責任を転換することは、刑事訴訟でも理論上は十分ありうるのである。

さらに、行政審判の場合には、刑事手続と 異なり手続の立法裁量性があることから、一 層証明度を軽減するあるいは立証責任を転換 させるということが可能となりうるであり、 特に、企業犯罪の場合、立証の困難性等を理 由とした証明度の軽減・立証責任の転換の必 要性は高いといえるのである。

#### 9. 犯罪の軽重と証明度

しかし、「疑わしきは被告人の利益に」の 原則の第一次的根拠となっている「重大な不 利益を被告人に負わせる」ということについ てはどのように考えるべきだろうか。これに 関しては、「重大な不利益」と「被告人」の 2つの視点がありうる。前者は、重大な不利 益が犯罪の大きさに比例していると考えるの であれば (比例原則), 犯罪の軽重に応じて 異なった証明度を認めても良いかということ であり、後者は、課徴金や罰金を人ではなく 企業に課す際には,人とは異なった証明度を 認めても良いかということである。前者につ いては米国法圏における民事・刑事の区別で, また、後者については、誤判があった場合に 人と企業で受ける不利益がどのように異なる かの問題であり、それは後述の「効果」「効 率性」に関する議論で取り上げることとする。 以下では,前者に関して,わが国の実務にお いて言われていることについて簡単に触れる にとどめる。

行政刑罰という法定犯が自然犯より犯罪と して軽いものであると考えられている場合に は、行政刑罰についての証明度は自然犯より 証明度は低くてよいのではないか、さらには、 行政罰化しつつあるといっても行政処分では, 刑罰よりいっそう低い証明度でよいのではな いかということについては、抽象的な議論で は、学説・判例を問わず証明度は犯罪の軽重 にかかわらず同一だとされる。しかし、実際 の裁判の局面では,「我々は日常経験の世界 において、意思決定を行うにあたってその事 実的基礎を判断する場合, ことの軽重に応じ て危険の引受けの程度を異にしている。…… このことは,裁判官の事実認定における証明 度の決定にあたっても不可避的に影響するの ではあるまいか。」ということが言われてい る56。つまり、実務上の運用局面では軽い罪 と考えられるもの、被告人に重大な不利益を 与えないと考えられる罪に対しては, 犯罪の 証明度は低くされている可能性があるという ことなのである。課徴金は罰金より高額と なっているという事実はあるが、行政処分は 倫理的なスティグマが刑罰に比べ少ないと考 えられるならば、その証明度は低くあっても 良いとされる余地は十分ありうるのである。

#### 10.米国を中心とする法域での議論

犯罪立証の困難性や犯罪の軽重により立証責任や証明度を修正するという議論は、企業犯罪に対処する方法として刑事制裁(criminal sanction)と民事・行政制裁(civil/administrative sanction)が並行的・一体的に使われ、かつ、段階的証明度を採用している米国法圏での動きが参考となる。以下では米国法圏での証明度・立証責任に関する議論をみていくこととする。

#### 10-1. 犯罪の軽重と証明度

米国法圏では、ある反社会的行為に対して、 刑事・民事(行政)の両方による制裁ができ る仕組みとなっている。そして実際にも犯罪 とされるような行為に対しても、民事(行政)的制裁が使われているのであるが、その際、どのような行為に対して民事(行政)の対応をし、どのような行為に対して刑事での対応をしようとしているのか、あるいは両方で並存的な対応をしようとしているのか、といった振り分けの基準が分かれば、段階的証明度をとる米国での犯罪の軽重と証明度の関係がある程度明らかとなるはずである。

米国における, 刑事制裁手続・民事(行政) 制裁手続のどちらが取られているかの区別に ついての判例の歴史的な推移を見てみると, 1960年代には、裁判所は、立法府が賠償的 (remedial) であるとして民事手続を規定し た処分に対して実質的な判断を行い、その処 分が懲罰的 (punitive) 内容であるとして刑 事手続をとるべきという判断を行ったことも あった。たとえば、Kennedy v. Mendoza-Martinezでは, 立法上民事手続とされてい たものを刑事手続として取り扱う場合につい ての7つの基準を提示している57。その基準 は、① sanction が積極的禁止(affirmative disability) や抑制 (restraint) を含んでいる か, ② sanction が歴史的に punishment とみ なされているか、③sanctionが故意 (scienter)の認定にのみに基づいて課されている か、④ sanctionの実施が伝統的な punishmentの目的である応報 (retribution)と抑止 (deterrence) を促進するか, ⑤ sanctionが 適用される行為が既に犯罪とされているか, ⑥ sanctionに合理的に関連する代替的な目 的が指定しうるか, ⑦ sanctionが想定され る代替的な目的な目的に照らして過剰ではな いか、というものである。つまり、この7つ の基準に当てはまれば、その制裁・処分は重 いものであり、民事(行政)制裁・処分では なく刑事「的」制裁・処分であるとされるの である。しかし、この7つの基準に基づく裁 判所の積極判断は長くは続かなかった。1970 年代後半からは、立法府が民事とラベル付け をしたものについては、そのまま裁判所は民

事手続とするという方針に転向した5859。そ の後,再び,1989~1994年の間には,懲罰 的・非懲罰的 (non - punitive) sanctionの 区別を引こうとの動きや、民事(行政)手続 の中に刑事手続の要素を取り入れようとの動 きが現れた<sup>60</sup>。例えば、Halper v. United States は民事訴訟の中で課される懲罰的 sanctionの中で刑事手続保護の要素を全てで ないがいくつか適用をすることを認めている。 この際の民事手続と刑事手続の区別の基準は 「賠償的な目的を提供するだけではなく, む しろ応報的・抑止的目的を提供ものとして説 明できる民事 sanction は punishment (刑罰) である。」というものである。しかし、その 後,1996年~1998年にかけての判決では, 改めて、このような動きが放棄され、刑事手 続と民事手続は二分法的 (all or nothing) なものになり<sup>61</sup>、裁判所はpunishmentを定 義することやどのような刑事手続が民事訴訟 の懲罰的sanctionに適用されるべきかにつ いても決定することをやめ、立法にフリーハ ンドを与えるようになっている<sup>62</sup>。

このように司法は最終的には立法の判断を 信頼することとしたのである。これは、立法 による民事手続か刑事手続かのラベリングが, モラルのとがめの有無といった社会的判断を 適切に反映したものとなっていると認めてい ることである。そうなると、立法のラベリン グのための基準は何か、つまり、社会がモラ ルのとがめなどの存否を決める基準は何かが, 次に問題とされなければならない。その基準 がないと, 結局, なぜ憲法が刑事被告人に民 事手続と違う手続的保護を与えているかが不 明確となり、単に立証のしやすさなどの理由 から重大と思われる行為までも民事(行政) 制裁手続で処罰を行うことになってしまい、 手続保障が実質的に弱められてしまうからで ある。

そのような基準の一つとしてSteikerの提示した基準がある<sup>63</sup>。これは、裁判所による立法のフリーハンドが認められた後すぐに提

案がなされたものである。それは4つの基準 と 3 つの小基準 (sub-test) により punishmentを定義しようとするものである。 4つ の基準は、①国が、他の目的に付随的ではな く、個人に対して非効用 (unpleasantness) を引き起こすことを意図しているか,② sanction が過去の犯罪に対するものであるか, ③ sanctionが国によってなされているか, ④ sanctionがコミュニティーによる非難を 表現するものであるか,である。そして4番 目の基準である「非難を表現する」場合とは, ①社会が悪しき行為に対して憤るとき,② sanctionが違反者をして自らが誤った行為を したと反省させるようにデザインされている とき、③犠牲者や社会が自らが正しいと感じ られたとき、であるとされる。また、同じこ ろに出されたカナダの法改革委員会の基準で は64,「真の犯罪」は、①行為が他人に対し て重大 (serious) な法益侵害を与えている か,②行為がわれわれにとっての基本的な価 値(our fundamental value)を、社会に対 して重大なほど害しているか、③行為に対す る刑事罰の適用自体が、われわれにとっての 基本的な価値の重大な違反とならないか、④ ①~③が認められれば、刑事罰の適用がその 問題の解決に重要な寄与をすることについて, われわれは十分な満足を得られるか, という ものである。しかし、これらの基準も、コ ミュニティーによる非難の有無, 重大かどう か, あるいは, 基本的価値かどうかなど価値 中立的なものとはなっていない。その結局, Kennedy v. Mendoza-Martinez のような市民 権の喪失, Kansas v. Hendricksのような自 由の喪失といった重大な sanction に対して は厳格な手続的保障が必要であるといった, 基準とならないような基準に逆戻りすること になっているのである65。

さらに、これに追い討ちをかけるように、 民事でもなく刑事でもない、いわゆる混合的 訴訟(hybrid action)<sup>66</sup>が登場することによ り、犯罪的行為の区別は一層不可能となって

きた<sup>67</sup>。このため、混合的訴訟といったもの を前提とした区別も提示されている。その一 つが、Rolfeによるカナダの犯罪分類であ る<sup>68</sup>。それによると、真の犯罪(true crime) 以外に、①規制犯罪 (regulatory offence), ②裁量的行政犯罪(discretionary administrative offence), ③自動的行政犯罪 (automatic administrative offence) が存在すると されている。①の規制犯罪は、処罰ではなく 法令遵守促進が目的(いわゆる行政犯)であ り、犯罪意思が不要な厳格責任 (strict liability) である。そして手続は刑事手続であ り、証明度は合理的疑いを超える証明が必要 とされる。②の裁量的行政犯罪は, 所得税違 反などが該当するとされ、完全責任 (absolute liability) であり、手続は行政的公 正さ(administrative fairness)の権利とさ れる。行政処分であるため、証明度はbalance of probabilityでよいとされる。③の自 動的行政犯罪は、ある一定基準を超えるとそ れに応じて行政制裁金が自動的に賦課される というものである。政府は継続的なモニタリ ングシステムを作りさえすればよく,このモ ニタリングシステムの公平さがいわば手続で あるといえる。完全責任であり、証明度はモ ニタリングの公平性 (monitoring fairness) ということになる。この自動的行政犯罪は, 企業に対する憲法上の保護を取り去っている との批判がある一方で、軽微な犯罪に対して は有効な抑止手段となっているとされる。こ のため、この方法に対しては、抑止と憲法上 の保護との比較考量が図られるべきであると される。そして「十人の犯人を逃しても,一 人の無辜を生み出さない」という法諺が妥当 するのは、 懲役・禁固の可能性がある場合に のみ妥当し, さらに, 自動的行政犯罪は単な る金銭的処罰で倫理的スティグマ(moral stigma) はほとんどないため、自動的行政犯 罪と通常の犯罪は区別されるべきであり、合 理的疑いを超える証明は不要だとされている。 ただ, この基準でも倫理的スティグマが区別

の基準とされており、犯罪を具体的に区別する基準を示しているわけではない。

このように、一般的に、刑事と民事(行政)の区別としては、モラルのとがめの有無、スティグマの有無といったことが挙げられるだけであることが多く<sup>69</sup>、犯罪的行為の軽重と刑事・民事(行政)手続との関係における客観的基準というものは見出せない<sup>70 71</sup>。それ故、犯罪の軽重と証明度の関係についても、概ね、重いものについては厳格に、軽いものについてはそうでなくても良いといったこと以上の基準を見出すことは困難である。

#### 10-2. 犯罪立証の困難さと証明度

どのような犯罪的行為に対し刑事制裁と民 事(行政)制裁をとるべきかの基準は、前述 のように見出すことは困難であるが、実務上 は民事(行政)制裁を使った犯罪対策が多く とられている。 例えば、米国の証券市場での 犯罪的行為に関して, 証券発行の報告要求や ブローカー・ディーラーの登録のような投資 家保護に関する問題は民事的問題, 詐欺 (fraud), 相場操縦 (manipulation), インサ イダー・トレーディングは刑事的問題だと考 えられており、そのうち詐欺のような刑事的 問題に対しての刑事告発は十分になされてい ないとされる。その理由は、事件の多くが複 雑なものであり起訴のための証拠が異常に高 い立証基準によって十分でなくなるためであ るとされている。このため、立証が困難な ケースに対しては, 賠償的方法による抑止, つまり民事的制裁がとられているとされてい る72。同様に、米国司法省の反トラスト法違 反捜査では、刑事手続・民事手続の違いでそ の負担する証明責任には大きな違いがあると される。一般に民事訴訟では、 反トラスト局 が「証拠の優越」で立証すればよいのに対し て, 刑事訴訟の場合には, 「合理的疑いを容 れない程度」での立証が必要となり、反トラ スト局の負担は、 はるかに大きなものとなる とされる<sup>73</sup>。また、学説上も、警察・検察が 民事的な手段を使うのは、反社会的な行為に

対して合理的疑いの証明, 陪審裁判, 弁護人の選任など刑事裁判に関する憲法的保護に妨害されないスピーディーな解決ができるためであるとの主張がなされている74。

また、犯罪立証の困難さに関しては、オー ストラリアにおいてインサイダー・トレー ディング (insider trading) についての起訴 が少ないことが問題とされ、その分析と対策 についての議論がなされている75。起訴が少 ない要因としては、①ブローカーがクライア ントのインサイダー・トレーディング行為に ついて, 気づいたとしても, クライアントが ブローカー離れをしてしまうことをおそれて 証拠を提出しないこと, ②ブローカー同士で はインサイダー・トレーディングの存在に対 して黙認しあっているため証拠が少ないこと, ③インサイダー・トレーディングの認定は, 別途、市場の取引パターンでも認定されなけ ればならないこと、④無罪の推定などの問題 があること, ⑤インサイダー・トレーディン グ行為自体の定義が曖昧であること,⑥証拠 発見のためのコストがかかりすぎること、が 挙げられている。特に, 積極的な方法での犯 罪立証が困難であることが問題であると指摘 されている。そして証拠が少なく立証のため のコストがかかりすぎるという問題に対して は、立証水準を引き下げることや挙証責任を 被告人側に転換するといった提案がなされて いる76。

このように米国法圏では、立証の困難さを 回避するため、証明度の軽減あるいは立証責 任の転換といった議論がなされたり、さらに は、実際に刑事処罰より証明度が低くて済む 民事処罰手続が実際上多くのケースで使われ ているのである。

### 10-3. 刑事・民事没収手続改革一立証責任 の逆転換と証明度

犯罪行為を民事手続で制裁・処分することが多くなるに従い、その反動が立証責任・証明度の議論において現れてきた。それが、民事・刑事の没収(forfeiture)についての区

別と証明度の問題である。つまり、伝統的には、刑事は犯罪者を処罰し犯罪を抑止するものであり、民事は損壊を受けたものに対する賠償を行うものであったが、近年になってから、懲罰的な目的を持った民事損害賠償制度(規制官庁が行う民事的・行政的没収(civil and administrative forfeiture))の発展が見られるようになりで、この発展が、刑事・民事の区別についての学問的関心を一層引き起こし、特に手続的問題についての関心を高めたのである78。

没収代表部(The Executive Office for Asset Forfeiture) の定義によると、刑事没 収は、対人 (in personam) 没収であり、合 理的疑いを超えた (beyond a reasonable doubt) 証明に基づく有罪判決を得た上、懲 罰の一部として科されるものであるとされる。 このため、一般には、没収の際の証明度は高 くなる。ただし、犯罪ではなく「没収」自体 の証明度については、米国では州ごとに異 なっており、少し古い資料ではあるが、カル フォルニア州のように、州側がすべての事項 について, 合理的疑いを超える証明が求めら れ,かつ, jury trialが必要とされている州か ら, 証拠の優越 (preponderance) で証明す れば足りるとされている州まで―それが多数 であるが一ある79。他方、民事没収は、対物 (in rem) 没収であり<sup>80</sup>, 疑いのある法令違 反行為とそれに使われた財産の間に一定の関 係があれば、有罪との決定なしにその財産を 没収, また, 違反者から違法な利益を剥奪す るものである。その際の証明水準は刑事没収 より低いものでよいとされている。米国の行 政機関は,刑事・民事の没収を併用した違法 行為対策を行っており、司法省の財産没収プ ログラムにおいては、「没収の目的は公共の 安全保障を高めるものであり……財産没収は, 特定人物を有罪にしたり懲役にしたりしただ けでは潰れない犯罪組織を崩壊させる力を持 つ。」と記載されているが81,上述のように、 民事没収が低い立証水準で処罰を行うものと

なっているため、この没収手続が懲罰的であれば、憲法で認められている刑事的手続保護と同様のものが認められるべきでないかが問題とされるようになり、さらには、民事没収を対物没収としているのも単なる法的フィクションであるとの批判がなされているのである<sup>82</sup>。

このため民事没収の手続保障の弱さについて F.E.A.R. (Forfeiture Endangers American Rights Foundation) などの民間団体が危惧を表明している。それらの団体が問題としているのは、民事没収では、①国選弁護などの法的援助が欠如していること、②陪審による審判の権利がないこと、そして、③証明力の水準が刑事より低いことである8384。

民事没収が懲罰的に使われることが多く なったことによる批判に応え、民事没収手続 については米国連邦レベルでは2000年に、 Civil Asset Forfeiture Reform Act of 2000 & して大きな改定がなされた。そのもっとも大 きな改変内容は批判の大きかった立証責任を 政府側へシフトしたことである。この改正法 の前には、政府側はprobable cause水準で 財産が没収されるべきものであることを証明 すればよく, それを覆すのは没収される側で あるとされていた85。それが改正法により証 拠の優越 (preponderance of evidence) に より, 政府側が没収できることを証明しなけ ればならないと立証責任が転換されたのであ る%。ただし、当初の法案(1999年バージョ ン)では、政府に求められた証明度は、より 高い clear and convincing evidence であった。 このため、最終結果は、議会での妥協の産物 といえ、改革への正しい方向ではあるものの 低い水準の証明度が採用されたことは、民事 没収の濫用に対しては不十分だとの評価もあ る87。

#### 10-4. 米国法の動きとわが国法への示唆

上述のように、米国等では民事制裁と刑事 制裁を、犯罪内容・程度から区別したり、制 裁が懲罰的・賠償的かをラベリングする基準 の設定も難しく, 結局は倫理的スティグマな どに頼らざるを得なかったのである。しかし ながら、複雑かつ重大な経済犯罪について刑 事システムの負担が限界に来ており、証明度 が低くて済む民事(行政)手続で制裁を行う ことが実際上必要となっており、それが経済 犯罪制裁への主流となってきているのであ る8%しかし、このような行き過ぎた動きに 対しては,人権保障の観点から民事没収の立 証責任を行政側負担させる方向での改革が生 じてきたのである。ただ、その立証責任の逆 転換の動きの中でも証明度をコントロールす ることで, 行政側と被告人側との調整が図ら れるということがなされているのである。つ まり、米国法では、犯罪に対して刑事・民事 (行政)の制裁が一体的に使えるという特徴, 別の言葉で言えば、段階的証明度を使えると いう特徴を最大限活かして, 立証責任と証明 度をコントロールし、犯罪抑止と人権保障の バランスをとりながら犯罪に対して「効果的」 「効率的」な対応をしようとしているといえ るのである。

#### 11. 制裁システム上の効果・効率性

なぜ、米国法圏でビジネス犯罪に対して民 事(行政)の懲罰的 sanctionが主流となっ ているのであろうか。これについて、Lynch は、①ビジネス犯罪は粗暴犯などではなく懲 役などが大きな効果がなく企業に対する金銭 的 sanction が適切であること、②ビジネス 犯罪は被害者が多数いるので犯罪被害を被害 者に補填すべきであること、③エンフォース メントの機関が専門性を持って行うのが効率 的で望ましいことをあげている89。また、 Steikerは、①軽い民事的制裁を行うことで、 社会に対してより大きな害悪のある行為を抑 止することは正当化されること、②より高い 事実認定や誤審に対する安全性を要請される 刑事制裁は規制当局に対してより高いコスト となり負担であること、③それ故、民事的エ

ンフォースメントが規制当局の効率性の観点 からはより選好されることになると主張して いる90。このような抑止に対する「効果」 「効率性」の発想が米国にはあるのである。 そして、このような制裁システムについての 「効果」「効率性」に関しては、抽象的な議論 だけではなく, 実際の司法の場でも議論され ている。効率性の議論が司法手続上なされた のは米国では古く1976年の Mathews v. Eldridgeでの手続決定のバランス基準からで ある91。それは不利益処分の前にヒアリング が必要かについて3つの基準を立てたもので あり、①行政によって影響を受ける個人の不 利益が大きければ手続も慎重になされるべき, ②事実発見の正確さを増加させるための追加 的な手続の能力の高さがどうか、③手続負担 が大きくなりコストが大きくなるのであれば, 行政の効率性の観点から手続は厳格でなくて よい、というものである。そして、この3つ のバランス基準に対して裁判所は大きな裁量 権を持つとされた。その結果、行政府の手続 制度設計に大きな自由度が与えられたと評価 されている92。

このような効率性の議論をさらに進め、具 体的手続に当てはめようとの試みがKhanna の主張である93。その主張は、手続の二分法 について再考を求めようという点ではLynch と同様のものであるが、その内容はより詳 細・具体的であり、法と経済学的な発想に基 づいている。つまり、個人が刑事手続で誤っ て有罪とされると刑務所維持費用, 自由剥奪 の機会費用, スティグマの回復などにかかる 費用が大きい。このため、手続を厳格にする 合理性があり、合理的疑いを超える証明を刑 事手続で採用することが正当化される。個人 の民事処罰では、誤った有罪とされても金銭 処罰であり懲役にかかわる sanction コスト がないのでコストは小さい。また、誤った有 罪と誤った無罪では当事者間の金銭移転のコ ストの問題だけなので、大まかに言ってコス トは同じだとする。このため手続は、刑事よ

り厳格なものとする必要はなく、かつ、当事 者間でバランスしたものでよい。つまり、証 拠の優越で良いとする。一方、企業では、刑 事・民事ともに、基本的には金銭処罰である%。 そして、誤った有罪で評判を失うことは刑 事・民事で同じコストであるとする%。それ ゆえ,企業に対しては,刑事であっても民事 より厳格な手続は不要ということになる。さ らに、企業と個人の誤った有罪のコストを比 較すると, 刑務所維持費用, 自由剥奪などの 費用がないため企業の場合の方が小さい。そ の結果、企業に対しては個人より手厚い手続 保障は不要であるとされる。ただし, sanctionがライセンスの取消あるいは懲罰的賠償 のように大きく上昇する場合には、それに応 じた手続的保障の上昇が必要であるとされる。 このような制裁の場合に対しては、民事手続 より手厚い手続保障が必要となるが、それで も合理的疑いを超える証明までは不要である とする。その結果, 手続保障(証明度)の程 度は,企業・個人,そして,刑事・民事で下 図のような関係になるべきだとする。

#### Khannaあるべき手続保護の強さ

	刑事	民事
企業	preponderance	preponderance
個人	reasonable doubt	preponderance

\*ただし、企業処罰でライセンス取消などの場合には、金銭処罰より重くなるので手続保障は強くすべき(clear-and-convincing)

#### 12. 「効果」「効率性」に基づく手続論

わが国、米国法圏ともに、犯罪、特に企業 犯罪抑止のために、民事的手続を利用するか、 つまり、証明度を引き下げるか、あるいは、 立証責任を転換させるかについては、抽象的 な犯罪の軽重や倫理性などでは判断できず、 基準となりうるものは、抑止のための起訴の しやすさという「効果」や「効率性」と手続 的保護のバランスで判断せざるを得なくなっ てきており、そのための議論や実証的な研究 が必要となってきているのではないかと思わ れる。

しかし、わが国では、刑事法学者側からは、 行政調査と犯罪捜査における証拠・資料の収 集の厳格な分離が大きな障害となることを認 識しつつも、「適法行為との限界が不明確な 経済犯罪では、検察官の立証責任を緩和する べく、実質的な侵害行為にいたる以前の段階 で抽象的法益を設定して処罰しようとする態 度には%,理論上も問題あろう。そこでは、 刑事手続上の理由から実体法の基本原則を修 正するだけでなく,経済犯罪の取締りをもっ ぱら行政罰の領域に放逐する点でも, 現代社 会で多発する犯罪現象に対して正面から応え るものとはいいがたいからである。」97, あ るいは「『疑わしきは被告人の利益に』の原 則の適用をはずすことは、最近では、とりわ け犯罪収益剥奪の場面において、この手法が とられている場合が少なくない。しかし、こ れについては、刑罰にはそのスティグマ効果 による特別な不利益が伴うことは確かだとし ても, それを除けば同じ効果を有する措置に ついて、それを、法形式上刑罰以外の処分と 規定するだけで、果たして証明基準が緩和し うるのかという疑問がある。」といった理論 面からの否定的見解が多い%。また、民事法 学者からも, 民事訴訟の証明度を刑事的に使 うことについては違和感が唱えられている。 たとえば, 懲罰的賠償に関して「懲罰的賠償 は、刑事訴訟の目的を持っておきながら、民 事訴訟に当たるために, より低い証明度で争 われることになる。これは、裁判の前提にか かわる問題なのではないか。……これが日本 に導入されると、民事訴訟と刑事訴訟との証 明度の格差が、犯罪の大量生産に繋がるので はないか。」との見解がある99。さらに、税 制調査会において立法論を議論する局面でも, 「わが国のように税務訴訟を通常の裁判所が 管轄しており、民事訴訟法や行政事件訴訟法 においても立証責任について特別の規定がな いという状況の下で、行政訴訟の中で税務訴 訟にのみ立証責任に関する明文の規定を設け

ることが適当かどうかという問題があります。 また、所得の存在が不明のときに納税者に不 利益を負わせることには慎重でなければなり ません。」との慎重論が唱えられている。

しかし、このような考え方は、実際に経済 犯罪が捜査の困難さなどから刑事罰として処 罰し切れておらず,独占禁止法,証券取引法 などに課徴金という行政処分が導入されてき ているという現実に正面から応えるものと なっていないのではないかと思われる。また. 慎重であることは必要であるが、理論的枠組 みに捉われ過ぎているのではないかとも思わ れ,「効果」「効率性」を実証分析に基づき考 える必要があるのではないかと考える。先に あげた伊藤教授は「証明度とは、裁判官の心 証がその水準に到達しない限り, 証明がなさ れたものとして扱ってはならないという規範 的概念であり、したがって、証明の困難が予 想されるような訴訟類型を想定して設定する ことが合理的と考えられる……。」としてい る100。このような考え方に立てば、刑事処 罰・行政罰と重罰化してきた行政処分との間 での明確な区別自体が機能を失いつつある中, 刑事処罰と行政処分という処分の性格から二 分法的に手続やそれに応じた証明度・立証責 任を設定していくのではなく101,「効果」「効 率性」を基準として証明度・立証責任を先に 設定し, そこから演繹的に犯罪を区別する (あるいは、企業を金銭的に制裁するだけな ら,区別をしなくてもよいのかもしれない) いうことも考えてもよいのではないだろうか。

その際の手続設定(証明度・立証責任設定) 基準を、ある程度犯罪・訴訟類型ごとに立法 的に規定するべきか、それとも証明度や立証 責任転換などは裁判・審判上の運用に任せる べきかは問題となりうる。犯罪・訴訟類型ご とに手続的保護を変えるべきか、裁判所が ケース・バイ・ケースで臨むべきかについて は、本来的に手続的保護規定は明確に定めら れないといけないので立法規定すべきとの見 解と、手続的保護は手続的公平性の原則的な ものなので立法が手続保護の「程度」に関与 しすぎるのは望ましくないとの見解がありう るだろう102。しかし、結局のところ、どこま で、証明度を低めるか、どこまで手続的保護 を強めるかなどは、犯罪を区別するのと同様 困難なことである。特に,「効果」「効率性」 基準でスペクトラム的に証明度を設定しよう とすれば、証明度自体を立法で規定しきれな い103。また、証明度と立証責任を一体として 手続的保護を考えるのであれば、立証責任の 転換だけを立法で規定するとの対応もすべき ではない104105。具体的妥当性を求め,「効果」 「効率性」基準に基づき証明度をスペクトラ ム的に動かすのが望ましいと考えると,推計 課税の規定(所得税法156条、法人税法131 条) のように、立法段階では具体的・明確な 基準を規定せず、もっぱら、裁判所の運用に より, 証明度・立証責任を一体としてコント ロールするというやり方が望ましいと考えら れる。そして、課税関係、カルテル、インサ イダー・取引など, 犯罪証拠が行為者側に多 く存在するといわれる企業犯罪で, 一旦犯罪 が生ずると社会的コストが大きくなると考え られるようなものについて106、実証的に証拠 の存在の有無が確認され、かつ、犯罪捜査の ための人的・能力的なエンフォースメント強 化努力を一定の財政制約の下で行った上でも 不十分であれば107, ある程度類型的に証明度 を引き下げられるような運用が裁判上・審判 上継続的になされ、確立されるべきであろ → 108<sub>0</sub>

#### おわりに

本章では、証明度・立証責任という手続的保障に関する問題を「効果」「効率性」から見直してみるものであった。そして犯罪抑止の「効果」「効率性」を重視するならば、明確な基準は得られないものの、概ね国民的な合意が得られる意味での、「重大でない犯罪」「重大な不利益を被告人に与えない犯罪」に

対しては, 証明度・立証責任を一体として行 政・検察側に有利に裁判上運用するというこ とが考えられるのではないか、そのためには、 抑止力や立証コストについて「効果|「効率 性 についての実証的検討が必要であるとの 結論を得た。しかし、企業犯罪の場合でも、 Khannaが主張するように,「重大でない犯 罪」「重大な不利益を被告人に与えない犯罪」 が、企業に対する制裁同士でも、金銭的処罰 の場合とライセンスの取り消しでは異なるし, また、金銭的制裁どうしでも、被告人が企業 と人とでスティグマ機能があるかないかが異 なる可能性がある、といったことには注意が 必要である。特に,企業と人では手続保障が 異なるべきかについては、米国では、「人 (= person)」は自然人も企業も同一である とされているし、わが国では、課徴金などの 行政処分を除けば,企業処罰も専ら個人処罰 を前提とした両罰規定が前提とされているの で、単純な結論は得られないかもしれない。 そのためには一層の理論面での積み上げも必 要である。さらに、個人責任と企業責任の問 題は、法人処罰のそもそも論や処罰感情の問 題があり、これらも、また、依然残された課 題である。

# (補論1)「法と経済学」と証明度との関係について

法と経済学の観点から証明度というものを 論じるとすれば、経済犯罪がどの程度の反社 会的行為かと判断する尺度が先行しなければ ならない。その尺度があって初めて、その尺 度のあいまいさの許容度である証明度を緩め るべきか否かといった議論が出てくると考え られるからである。

経済学では、例えば、殺人と経済犯罪のコストというものまで比較可能であると考えるかもしれないが、伝統的なわが国法学では、殺人と経済犯罪のコストは比較することは不可能とする。そこでは、証明度に先行する社

会的コストを測る尺度は存在しないことになる。それでは、本論で論じたような証券取引法違反などの経済犯罪なら社会的コストを測ることは可能であり、証明度に先行する尺度を正確に定義づけ、それに基づいて望ましい抑止力に必要な証明度ということを理論上は考えることが可能かもしれない109。

しかし, 現実の事件になると, 経済的利 益・不利益の認定さえ困難であることが多い と見られる。例えば、石油カルテル事件に際 して提起された、民法709条に基づく「鶴岡 灯油訴訟」の最高裁判決では110 111,消費者 の損害発生の有無の認定については、現実の 小売価格よりも安い小売価格が形成されてい たことの立証が必要であるとし,「一般的に は、価格協定の実施当時から消費者が商品を 購入する時点までの間に当該商品の小売価格 形成の前提となる経済条件、市場構造その他 の経済的要因等に変動がない限り、 当該価格 協定の実施直前の小売価格をもって想定購入 価格と推認するのが相当であるということが できるが、協定の実施当時から消費者が商品 を購入する時点までの間に小売価格の形成に 影響を及ぼす顕著な経済的要因等の変動があ るときは、もはや、右のような事実上の推定 を働かせる前提を欠くことになるから、直前 価格のみから想定購入価格を推認することは 許されない」とし、「(本件では) 元売段階に おける経済条件, 市場構造等にかなりの変動 があつたものであり、……経済的要因に顕著 な変動があつたというべき」だとして、損害 発生の立証がないとされているのである。

このような市場の構造変化による価格変化 等の動学的な動きに対しても、経済学では消費者の損失を計算することが可能であろうが、 実際の裁判・審判ではこのような考え方まで は受け入れられない可能性が高いと思われる<sup>112</sup>。

さらに、上記事件では、原告側の請求の根拠は、公正取引委員会の勧告審決であった。 そして、判決では、勧告審決とその応諾は、 排除措置を応諾したことのみを意味すること 及び独禁法80条1項(実質的証拠法則)の ような規定を欠くことから、勧告審決記載の 違法行為の存在は裁判所を拘束するものでな いが、損害賠償に係る訴訟においては、「違 反行為の存在を推認するについての一つの資 料となり得(る)」とされた。つまり、審判 などとは異なり違法行為の認定を前提としな いので「いわゆる事実上の推定が働く」に過 ぎないものとされたのである<sup>113</sup>。

勧告審決でも、建前上、違法性の認定が前 提とされていなければならないはずである。 しかし、勧告へ応諾をしても企業側はカルテ ルを排除すれば良いだけで、それ以上なんら の不利益は生じない。そうであれば、企業側 は勧告を受け入れることは容易くなるし、逆 に公正取引委員会の違法の事実認定の水準は 低くなっている可能性がある。そのような状 況では、勧告審決における事実認定水準(証 明度) は、民事訴訟で要求される事実認定の 水準(証明度)とは乖離が出てくることにな る可能性があるとされる114。つまり、経済的 不利益の認定をどの基準で行うかが、つまり 証明度の基準が,経済的(不)利益の尺度以 前に問題となる可能性が、法の世界では存在 するのである。

このように、実際の事件を法的問題として解決する場合には、社会的コスト等の計算方法が経済学の尺度と異なりうることがあり得え、また、社会的コストと認定するための基準・証明度がコストを測る尺度以前に定められなければならないといったこともありうるのである。このような事例を考えると、特に、経済犯罪といった社会的コスト等がかかわる問題については、法学者と経済学者の一層の対話が必要であるし、執行・立法に携わる者に経済学を理解する者が必要であることがわかる。

### (補論 2) 犯罪捜査のための人的・能力的 なエンフォースメント強化について

犯罪捜査のための人的・能力的なエンフォースメント強化については,行政調査権限と犯則調査権限の問題がからんでいる。

たとえば、各税法上の調査は、租税納付の 適正化等のために質問・検査を行う行政手続 であるのに対して、国税犯則取締法上の調査 は、犯則者及び証拠を発見・収集する実質的 刑事手続である。このため、前者は任意調査 が原則であり、検査拒否に対する間接強制し か認められていないのに対して、後者は令状 主義に基づく強制捜査が可能とされている。 このため、国税庁内では、両権限行使は行政 調査部門と犯則調査部門で峻別されており、 犯罪捜査目的での行政手続での質問・検査は 禁止され(法人税法156条等)、限られた人 員が分断されることになってしまう115。

しかし、実際上は、行政調査から犯則調査に移行すること(質問検査の過程で犯則事実が探知された場合には、それを端緒として犯則調査に移行すること)は許され<sup>116</sup>、さらに、「質問又は検査の権限の行使及びそれから派生する手続により取得収集された証拠資料」を罪証に供すること、そしてそれについて証拠能力があることも判例上肯定されており<sup>117</sup>、実務上も、それを前提とした、課税部門から査察部門への情報提供がなされているとされる<sup>118</sup>。

ただ、行政調査権限と犯則調査権限が相互に流用されうるということになるとすると、新たな課題も出てくる。例えば、防禦側が「強制にわたる調査を行うのであれば、犯則調査権限によって捜査すべき」との主張を行うと、捜査側が比較的自由に行えた従来型行政調査とその手続に乗った課徴金などの処分がしにくくなるという問題である<sup>119</sup>。

一方で、上記のような権限の相互の流用に 対しては、行政調査から犯則調査への移行に 際しては犯則嫌疑者にその旨を告知すべき120, 証拠の流用自体許されるべきでない、あるい は、証拠の流用の範囲について制限をすべき との見解も多くあり121,抑制的な運用がなさ れざるを得ないかもしれない。この理由は, 憲法38条の供述拒絶権(自己負罪拒否特権) の問題である。行政調査権は任意調査とされ ているため供述強制がされないことから、証 **言拒絶権はないのであるが、他方で、検査拒** 絶(供述拒絶)に対しては、刑罰による間接 強制が許されている(犯則調査では供述拒否 権が認められている) 122。ここで、もし脱税 証拠が行為者の供述に基づかざるをえないと する。そして、嫌疑者に対して、行政手続に よる質問・調査がなされ、嫌疑者が供述拒否 をした場合、どうなるかというと、検査拒否 (秩序犯) による刑罰が科されることにな る123。一方、供述を拒否しなければ、犯則事 件(ほ脱犯)として刑罰が科されることにな り、供述を拒否しようがしまいが(軽重は違 うにしても)刑罰を科されることになる。こ のような制度の下では、行政調査により得た 供述(証拠)を犯則調査として流用できると すれば、犯則調査における供述拒否権という 憲法上の権利が実質的にないがしろにされる ということになってしまう可能性があるので ある124。

この行政調査(税務調査)と供述拒否権との関係については、判例上、「(間接強制の)刑罰が行政上の義務違反に対する制裁として必ずしも軽微なものとはいえないにしても、その作用する度合いは、それが検査の相手方の自由な意思をいちじるしく拘束して、実質上、直接的物理的な強制と同視すべき程度まで達しているものとは、いまだ認めがたい。」「右の程度の強制は、実効性確保の手段として、あながち不均衡、不合理なものとはいえない。」「(旧所得税法70条は10号等の規定は)刑事責任追及を目的とする手続ではなく、また、そのための資料収集に直接結びつく作用を一般的に有するものでもない……」と、比

例原則の問題とされている<sup>125</sup>。これは、刑罰の軽重は抽象的には比較できず、「効果」「効率性」の観点から実効性のある手続を取るべきという主張とは整合的であるといえる<sup>126</sup>。また、米国でも、刑事と民事制裁の振り分けは、例えば、SEC内での裁量・協議にまかされており、これも、ある意味、米国での「効果」「効率性」基準の現れであるといえよう。

#### 注

- 1 日本経済団体連合会経済法規委員会「独占禁止法研究会報告」に対する意見(2003年11月28日)
- 2 最判平成4年7月1日判時1425号45頁
- 3 最大決昭和41年12月27日民集20巻10号2279頁において、過料処分は「科せられるべき者の意思に反して財産上の不利益を課する……一種の行政処分としての性質を有するもの」とされている。
- 4 最大判昭和37年11月28日刑集16巻11号 1593頁
- 5 名古屋地判平成16年9月22日,平成15年 (行ウ)第58号事件
- 6 和田英夫「行政委員会の準司法的機能・行 政手続と司法手続の間」雄川一郎編集代表 『公法の理論(中)田中二郎先生古希記念』 970頁 有斐閣(1976)
- 7 小林秀之『新証拠法』47頁 弘文堂(1998) では、弁論が口頭でなされることは、裁判所 は新鮮な印象を得てまたすぐに口頭で釈明・ 質問できるから真意の把握にも適していると される。
- 8 田口守一『刑事訴訟法 (第 4 版)』345頁 弘文堂 (2005)
- 9 塩野宏『行政法Ⅱ (第4版)』42頁 有斐閣 (2005)
- 10 東京地判平成16年10月29日平成15年(行 ウ)第235号事件
- 11 民事訴訟における証拠調べの方法としては、 ①証人尋問、②当事者尋問、③鑑定、④証書、 ⑤検証の5種類があるが、審判手続における 証拠調べでは、①参考人審問、②被審人審問、 ③鑑定、④書類または物の取調べ、⑤立入検 査が規定されている。
- 12 それと異なる点として、職権証拠調べが行うことが認められる。これは行政手続においては公共の利害にかかわることから真実究明のための要請が強いため職権主義(公正取引

- 委員会の審査及び審判に関する規則60条2項,証券取引法185条1項,185条の2など)が妥当するためであるからとされる。
- 13 大浜啓吉「実質的証拠法則」芝池義一,小 早川光郎,宇賀克也編『行政法の争点(第3版)ジュリスト増刊』121頁 有斐閣(2004)
- 14 諏訪園貞明,西岡繁靖,渡辺淳司,岸本広 之「我が国の審決取消訴訟における実質的証 拠法則について」『公正取引』618号 37頁 (2002)
- 15 前掲注13 121頁 有斐閣 (2004)
- 16 例えば、南博方『行政手続と行政処分』24 頁 弘文堂(1980)では、「およそ行政手続について準司法手続を導入する以上は、行政庁の事実認定にある程度の拘束力を認め、あるいは、不服申立制の省略化をはかるのでなければ、これを導入するだけの積極的意義に乏しいばかりか、むしろいたずらに審級を重ね、審理の遅滞と費用の増大を招くだけにおわることになりはしないであろうか。」として、実質的証拠法則の積極的意義を認めつつも、その際の審理の厳格さについては「準司法的」という言葉にとどまっている。
- 17 最判昭和50年7月10日, 昭和46年(行ツ) 第82号事件(和光堂粉ミルク事件)
- 18 行政処分手続・行政訴訟手続での立証責任・証明度についての詳しい議論は後述する。
- 19 最判昭23年8月5日刑集2巻9号1123頁
- 20 最判昭和48年12月13日判時725号194頁
- 21 最判昭和50年10月24日民集29巻9号1417 頁(東大ルンバール事件判決)
- 22 もちろん,構成要件該当事実の立証がなされた場合に,検察官は違法性阻却事由の不存在までを積極的に立証する必要はない。その点の証拠提出責任は被告人側にある。ただし、違法性阻却事由などの存在することが疑われる場合には、その点についての審理を経ずに有罪認定してはならないことは、また、当然ではある。
- 23 増田豊『刑事手続における事実認定の推論 構造と事実発見』117頁 勁草書房 (2004)
- 24 木谷明『事実認定の適正化』 6 頁 法律文 化社 (2005)
- 25 木谷・石井論争については,『法律時報-特 集 変革期の刑事裁判と事実認定』77巻11 号日本評論社(2005)が詳しい。
- 26 原田国男『量刑判断の実際』32頁 現代法 律出版(2003)
- 27 小林秀之, 安冨潔『クロスオーバー民事訴訟法・刑事訴訟法 (第2版)』261頁 法学書院 (2002)

- 28 萩原金美『訴訟における主張・証明の法理 -- スウェーデン法と日本法を中心にして』 216頁 信山社 (2002)
- 29 前掲注28 216頁
- 30 法律要件分類説は、法文の表現を重視し、 証明対象事実を、権利根拠事実・権利障害事 実・権利滅失事実に分け、権利の主張者は権 利根拠事実について、権利を争う者は後二者 について証明すべきであるとされる。しかし この説に対しては、権利根拠事実と権利障害 事実の区別が不明確であるなどの批判がなさ れている。このため、利益衡量説、修正法律 要件分類説などが現れている。修正法律要件 分類説は、3分類は維持しつつも、権利根拠 事実と権利障害事実の区別がつかない場合に は解釈による修正を認めるという、中間的な 立場である。
- 31 米国の証明度については、Certainty=100%, reasonable doubt=95%, clear and convincing=80%, preponderance of evidence=51%, probable cause=40-50%, reasonable suspicion=20% hunch=5%のように分類されている。
- 32 前掲注9145頁
- 33 小早川光郎「調査・処分・証明―取消訴訟における証明責任問題の一考察」『雄川一郎先生献呈論集行政法の諸問題(中)』266頁有斐閣(1990)では、「国家機関の側で行われるべき調査検討が不十分であることの結果を相手方に負担させてはならない」としている。
- 34 前掲注28 222頁
- 35 岩崎政明「立証責任」小川英明, 松沢智, 今村隆編『新·裁判実務体系 租税争訟』 205頁青林書院(2005)。
- 36 前掲注35 206頁
- 37 金子宏『租税法 (第8版)』723頁 弘文堂 (2001)
- 38 下級審の裁判例で納税者が立証責任を負う と認定されたものとしては、貸倒損失の存在 及び金額(仙台地判平6.8.29), 行政庁の認 定額を超える多額の必要経費の存在を主張し ながらその内容を指摘しない場合(福岡高判 昭60.8.29), 更正時に存在しない資料に基づ く経費を主張する場合(東京地判平6.6.24) 確定申告書記載の課税要件事実をその申告者 が争う場合(最判昭39.2.7), 簿外経費(高 松高判昭57.3.18, 東京地判昭52.7.27), 過少 申告加算税の免除要件である「正当な理由」 (東京高判昭53.12.19), 租税優遇措置の適用 要件の存在(大阪地判昭50.2.5, 横浜地判平

- 3.4.24) が挙げられる。これらにおいては、 通常不存在が推定されることや、課税減免規 定であることが主な理由とされている。
- 39 金子宏『租税法 (第9版増補版)』709頁 弘 文堂 (2004)
- 40 松沢智『租税争訟法』373,374頁 中央経 済社(1977)
- 41 大阪高判昭和62年9月30日 昭和56年(行コ)第28号事件
- 42 金井貴嗣,川濱昇,泉水文雄『独占禁止法』 429頁 弘文堂 (2004)
- 43 越知保見『日米欧 独占禁止法』1041頁 商事法務(2005)
- 44 ただ、民事訴訟の立証基準は、欧米では、 証拠の優越であるが、我が国では、明白かつ 説得的な証明に近く、刑事訴訟に近い水準が もともと要求されている。これに対して、前 掲注43の越知は、公害訴訟、医療過誤訴訟 などの例をあげ、民事では、やはり証拠の優 越程度の水準での判断がなされており、刑事 訴訟と民事訴訟では大きな立証水準の開きが あるとしている。しかし、公害訴訟等は、被 害者側を優位に扱おうとしている例であり、 例外的なものである。
- 45 東京地判平14年12月26日判時1822号75頁 46 伊藤眞「証明,証明度および証明責任」 『法学教室』254号39頁有斐閣(2001)
- 47 前掲注46 40頁
- 48 税制調査会「わが国税制の現状と課題-21 世紀に向けた国民の参加と選択-」(平成12年 7月) 379頁(資料6) 諸外国の所得税の課 税方式と立証責任の所在(未定稿)。
- 49 税制調査会「わが国税制の現状と課題― 21世紀に向けた国民の参加と選択―」(平成 12年7月) 379頁
- 50 税制調査会基礎問題小委員会「個人所得課 税に関する論点整理」(平成17年6月)16頁。 ここでの問題意識は、個人所得課税に関して、 いわゆる所得 (特に事業所得) 捕捉の適正化 を主眼としているようである。例えば、税制 調査会第29回総会(平17年5月24日)では、 事務局から「いわゆる間接経費、家事関連経 費といったもの……例えばファミリーレスト ランに行ったときに, 事業者が「上様」の領 収書をあえてもらっているシーンを見るとか, こういったことを間接経費の世界で垣間見て しまう, これがどうしてもモヤモヤ感につな がるということにもなろうかと思います。」 「売上げがたとえわかったとしても、どこま でが家事費なのか……税務当局側が、いや、 それは商売上のものではないということを立

- 証しない限り、経費性が認められてしまう」「例えば、長年記帳がない、ないしは正確な記帳がない。そういう中で経費の差引きをしたいという場合、それはできないというふうに法律で書いてしまう。引くならこういうことを立証してこいというふうに、納税者サイドに立証責任を移すことも考えられるのではないか。」といった説明がされている。
- 51 岩村修二「会社犯罪捜査の特質」藤永幸治 編集代表『シリーズ捜査実務全書 4 会社犯 罪』40頁以下東京法令出版(2004)
- 52 前掲注43 1041頁では、「実質的証拠法則が 公取委の事実認定の方法論と結びつけ、(審 判手続における)公取委(審判官)の慎重な 事実認定を導く議論が行われることがある。 しかし、実質的証拠なし又は新証拠を取り助 べる必要ありと判断して差戻されれば、を の事実認定や証拠調べる必要と判断して差戻されれば、を を (審判機関)は事実認定や証拠調べを を (審判機関)は事実認定や証拠調べを 直さなければならないわけであるから、せるだ 規範性を強調することは審理を遅滞させるだ けのように思われる。」として、「裁判官が本 原則の射程を過大に考えすぎないように運用 すること……」として、実質的証拠法則の存 ればならなくなるいような行為規範としての 機能性は認められるべきでないとしている。
- 53 田宮裕『刑事訴訟法 (新版)』307頁 有斐 閣 (1996)
- 54 川出敏裕「挙証責任と推定」松尾浩也,井 上正仁編『刑事訴訟法の争点(第3版)』161 頁 有斐閣(2002)
- 55 前掲注28 234頁では、単に検察官の証拠収 集の負担加重の観点からだけではなく、捜査 機関による、当該犯罪との不均衡な身柄拘束、 強制捜査、自白の強要の恐れなど人権保障の 観点からも、証明度の軽減の必要性について 述べている。
- 56 前掲注28 244, 245頁
- 57 Kennedy v. Mendoza-Martinez, 372 U.S. 144 (1963). この訴訟では, 民事訴訟で市民権の取消について刑事のトライアルが要求された。
- 58 Addington v. Texas, 441 U.S. 418 (1979), United States v. Ward, 448 U.S. 242 (1980), Vance v. Terraza, 444 U.S. 252 (1980) など。
- 59 ただし、被告が、手続が目的、効果においてStatesの意思を否定する明白な証拠を提出できれば、立法意思は否定される。
- 60 United States v. Halper 490 U.S. 435 (1989), Austin v. United States 509 U.S. 602 (1993), United States v. Kurth 511 U.S. 767

- (1993)など。
- 61 United States v. Ursery 518 U.S. 267 (1996), Bennis v. Michigan 516 U.S. 442 (1996), Kansas v. Hendricks 521 U.S. 346 (1997), Hudson v. United States 522 U.S. 93 (1997), United States v. Bajakajian 524 U.S. 321 (1998)
- 62 例えば、Browing-Ferris Indus. v. Kelco Disposal, 492 U.S. 257 (1989) では、8条修 正 (過剰な罰金の禁止) はtortにおける punitive damageに対しては適用されないと された。
- 63 Steiker, C., Forward: Punishment and Procedure: Punishment Theory and the Criminal- Civil procedural Divide, 85 George Town Law Journal 775 (1997)
- 64 Law Reform Commission of Canada, Our Criminal Law, 4 (1976), Information Canada, Ottawa, 33.
- 65 Klein, S. R., Redrawing the Criminal— Civil Boundary, Buffalo Criminal Law Review vol.2:681 (1999)
- 66 Mann, K., Punitive Civil Sanction: The Middle ground Between Criminal and Civil Law, 101 Yale Law Journal 1795 (1992)
- 67 前掲注65
- 68 Rolfe C., Administrative Monetary Penalties: A Tool for Ensuring Compliance, Paper presented to the Canadian Council of Ministers of Environment Workshop on Economic Instruments, January 24, 1997 (1997)
- 69 これらとは異なる、法と経済学的説明とし て、米国刑事法の権威といわれる Coffee は、 民事と刑事の区別は, sanctionが望ましくな い行為のprice (価格) を目指しているのが 民事であり、prohibit (禁止) を目指してい るのが刑事であるとしている。Coffee, J. C., Paradigms Lost: The Blurring of the Criminal and Civil Law Models- And What Can Be Done About It, 101 Yale Law Journal 1875 (1992) では、「法システムは、行為者の行為 からの利益を否定するというだけではなく, 行為者にその行為の社会的コストを内部化さ せるということを強制もしうる。そのような 場合、行為の最適水準はゼロと判断されるこ とになる。なぜなら、行為が社会的な効用を まったく欠いていると考えられるからである (もちろん, 行為者に対しては効用を生み出 す可能性はある)。例えば、民事法では、公 害企業に排出抑制のために, 生産の停止では なく課税を行う。他方, 刑事法は, 窃盗, レ

- イプ, 殺人およびいくつかの形式の環境汚染といった行為を完全に禁止することを望む。この刑事的アプローチ (完全抑制) は, 被告か社会に対するより大きな効用があるにもかかわらず, 犠牲者には, 被告の行為から自由であるという倫理的な権利があるとみているのである。」としている。
- 70 ノーベル経済学賞の受賞者であるアマルティア・センは、「〈人権〉の宣言は本質的には倫理上の表明であって、何よりも、一般に考えられているような法的な主張ではない。」と述べている。これは、人権保障のための手続は実は倫理の問題であり、法的には解決できないことを端的に述べている。アマルティア・セン/東郷えりか訳『人間の安全保障』139頁 集英社(2006)
- 71 米国合衆国憲法修正8条では、「甚だしく 過大な処罰」が禁じられているが、この規定 に違反しないかが懲罰的賠償で争われるケー スがある。しかし、どの程度の重さの賠償で あれば違憲かのラインは明確には引けないと される。ただし、BMW of North America、 Inc. v. Gore, 517 U.S. 559 (1996) では,以下 の三基準から甚だしく過大な処罰であると判 断がなされている。①当該行為の非難可能性 の程度 (degree of reprehensible), ②原告 の受けた損害もしくは潜在的損害と懲罰的賠 償額との不均衡 (disparity), ③懲罰的賠償 額と同種の事案に課されうる罰金額との差。 岩橋健定「米国における違反抑止制度」 独 占禁止法基本問題懇談会 2005年11月18日資 料。しかし、ここでも基準①②は、基準のよ うであっても明確な基準ではないと言える。
- 72 Newkirk, T. C. and Brandriss, I. L., Speech by SEC Staff: The Advantages of a Dual System: Parallel Streams of Civil and Criminal Enforcement of the U.S. Securities Laws, 16th International Symposium on Economic Crime, Jesus College, Cambridge, England, September 19, 1998 (1998)
- 73 佐藤宏「アメリカ反トラスト法における刑 罰の適用」『ジュリスト』1026号 110頁 有斐 閣 (1993)
- 74 Cheh, M. M., Constitutional Limits on Using Civil Remedies to Achieve Criminal Law Objectives: Understanding and Transcending the Criminal-Civil Law Distinction, 42, Hastings Law Journal (1991)
- 75 Tomasic, R and Pentomy, B., The Prosecution of Insider Trading: Obstacles to Enforcement, Australia and New Zealand

- Journal of Criminology Vol.22 No.2 (1989).,Tomasic, R., The Prosecution of insider-trading: obstacle to enforcement, in Casino capitalism? Insider trading in Australia, Australian Institute of Criminology (1991)
- 76 証明のためのレベルを下げても証拠が必要 であることには変わらないことや、民事の立 証レベルにすることによって逆に犯罪者に対 するサンクションが懲役でなくなるなどの問 題を行政府が恐れているとの問題もある(こ れは、行政は、最大の抑止策は犯罪者の存在 を排除することであると考えているためであ る)。そこで、立証のレベルを下げるよりも 立証責任を転換するほうが現実的な解決方法 であるとの主張がなされている。これはイン サイダー・トレーディングの情報が限られた 人々の排他的な知識の中に限定的にあるとい う特殊性の由来するためである。このような, 立証責任の転換については、オーストラリア では、Income Tax Assessment Act 1936や Proceed of Crime Act 1987に存在し、かつ、 捜査側には賛成するものが多いが、一般には 反対意見が多いとされる。この立証責任の転 換も含めた手続き改革の問題は、上院法令審 査常任委員会のガイドラインの中で問題とさ れることになっており、そのガイドラインで は、このような立証責任の転換が認められる のは、①被告人の防御を通じて生じる問題が, 被告人の知識の中にあり、②防御を否定する のが非常に困難でかつ、コストがかかる場合 にのみ認めるべきであるとされている。
- 77 Civil forfeitureが現代になって本格的に使われだしたのは1970年のComprehensive Drug Abuse Prevention and Control Act of 1970からである。その後、Financial Institutions Reform、Recovery、and Enforcement Act of 1989、Insider Trading Sanctions Act of 1984などに導入されている。
- 78 Lynch, G. E., The role of criminal law in policing corporate misconduct, http://www. law.duke.edu/journals/lcp.
- 79 O'Tuel, J. Forfeitures: Burden of Proof-A State Survey, http://www.law.emory.edu/CRI MPRO/reading/ch14/forf1.html.連邦についても判例では「証拠の優越」でよいとされている。 United States v. Vera, 278 F. 3d 672 (7th Cir. 2002), United States v. Corrado, 227 F. 3d 543 (6th Cir. 2000), United States v. Najjar, \_F. 3d\_,2002 WL 1792090 (4th Cir. Aug. 6, 2002) など。

- 80 「犯罪を犯した財産」(guilty property) というフィクションに基づいて科される。
- 81 http://www.usdoj.gov/jmd/afp/index.html
- 82 Loughlin, P. J., Does the Civil Asset Forfeiture Reform Act of 2000 Bring a Modicum of Sanity to the Federal Civil Forfeiture System? (2002)
- 83 F.E.A.R., A Study of Asset Forfeiture in the USA, http://www.fear.org/owendiss.htm
- 84 ただし、民事没収についても、まったく刑事的な要素が排除されているわけではない。 米国合衆国憲法修正 8 条 (過剰な罰金を科してはならない) については、民事没収についても適用されるとしたし (Austin v. United States,113 S. Ct. 2801 (1993)。 § 881(a)(4) と(a)(7)に関して。ただし、これはcivil forfeitureが刑事的手続でなければならないということは意味せず、offenceに対して比例的であるべきということを意味する。)、没収裁判は準刑事手続であるため、米国合衆国憲法4条修正と5条修正が適用されるとされている (Boyd v. United States, 116 U.S. 616 (1886))。
- 85 19 U.S.C. § 1615,incorporated by reference in 18 U.S.C. § 981 (d) and other major civil forfeiture statutes
- 86 その他、CAFRAでは、civil forfeitureが利用できる場合でも、criminal forfeitureが利用できることを明らかにした、また、8条修正に反して犯罪に比してforfeitureが重い場合には、被告は裁判所に対してforfeitureを減額するように求めることができることを明らかにしたなどの各種の内容が盛り込まれている。Kessler、S. L., The Civil Asset Forfeiture Reform Act of 2000、http://www.kessleronforfeiture.com/act2000.html
- 87 Hadaway, B. Executive Privateers: A Discussion on Why the Civil Asset Forfeiture Reform Act Will Not Significantly Reform the Practice of Forfeiture, University of Miami Law Review vol.55 no.1 (2000)
- 88 前掲注66
- 89 前掲注78
- 90 前掲注63
- 91 Mathews v. Eldridge 424 U.S. 319 (1976)
- 92 Chemerinsky, E., Procedural Due Process Claims, Touro Law Review 871 (1999-2000)
- 93 Khanna, V. S., Corporate Defendants and the Protections of Criminal Procedure: An Economic Analysis, The John M. Olin Center for Law & Economics Working Paper

- Series 29, University of Michigan Law School (2004)
- 94 ただし、ライセンスを失うという処罰などもある。
- 95 企業の場合には、刑事のスティグマ効果とは異なると考えていることになる。
- 96 前掲注54 161頁では、証明の困難さを解消 しようとする試みとしては、実体法の構成要 件自体を変更する方法で、刑法の構成要件の 客観化、処罰の対象行為を早めるという方法 があるとされる。
- 97 佐久間修『最先端法領域の刑事規制-医療・経済・IT社会と刑法』279頁 現代法律出版(2003)
- 98 前掲注54 161頁
- 99 道垣内正人「懲罰的損害賠償の我が国への 受容可能性」http://user.ecc.u-tokyo.ac.jp /~j40470/kangaeru.html
- 100 前掲注45 42頁
- 101 前掲注78は同様に二分法的発想を否定している。
- 102 Yeung, K., Submission CAP 20,9 Oct. 2002
- 103 本稿では立証の困難なケースとして、インサイダー取引、カルテルなどを取り上げたが、同じ法律の中でも立証が困難なものとそうでないものがありうる。例えば、ライブドア事件で取り上げられている虚偽情報開示の立証は困難であるが、粉飾決算、有価証券報告書関連の違反であれば立証は比較的容易であるといわれる(日本経済新聞 2006年1月24日 朝刊 河井聡・弁護士コメント)。このように同じ法律内でも証拠収集の困難さが異なりうるのであれば、立証の水準を立法で定型化することは一層容易でなくなる。
- 104 わが国で、個別法令で立証責任が明確に転換されている例としては、出入国管理及び難民認定法7条2項がある。
- 105 この関係で、オーストラリアの最近の法改革委員会報告書も、「民事制裁を課す場合にも、明確な基準ができない場合には、通常の方法でなされるべき」ということを、最終的にはリコメンドをすることになった。オーストラリアでは、実際上も、関税の「起訴の実行」(excise procecutions)のコンテクストにおいては、「裁判所の認定において」刑事事件と同様の証明度が使われているので、刑事と民事の違いはないと述べられている。Australia Law Reform Commission of Australia Government, Customs and Excise vol.2, ALRC 60 (1992), Australia Law Reform Commission of Australia Government, Prin-

- cipled Regulation: Federal Civil & Administrative Penalties in Australia (ALRC95) (2003)
- 106 本章補論1参照。
- 107 本章補論 2 参照。
- 108 ただし、運用により、民事的な手続が多用され、その弊害が多いということが実証的に明らかになれば、処分の重さの調整や手続的保護での規定を立法上変える必要がでてくることにはなろう。
- 109 理論上というのは、例えば、犯罪の発見確率などは過去の事例に基づき想定せざるを得ないが、それは、法規定の変化、行政側の執行体制の変化、犯罪行為の直前までの執行状態などにより、行政側の行動、犯罪行為者側の行動が絶えず変化することになるので完全な想定は不可能である。
- 110 最判平成元年12月8日民集43巻11号1259 頁
- 111 同趣旨の訴訟と判決が、独占禁止法25条 に基づく「東京灯油訴訟」としてなされてい る。最判昭和56年7月17日行裁例判集32巻 7号1099頁
- 112 ただし、現行民事訴訟法248条では「損害が生じたことが認められる場合において、損害の性質上その額を立証することが極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。」として、損害額の立証ができなくても、裁判所の裁量により損害額の認定はできるとしている。
- 113 鈴木深雪「カルテルと一般消費者の損害賠 償請求」厚谷襄児・稗貫俊文編『独禁法審 決・判例百選(第6版)』有斐閣(2002)
- 114 郷原信郎『独占禁止法の日本的構造』57 頁清文社(2004)
- 115 同様の問題は、証券取引等監視委員会と金融庁、公正取引委員会内部でも問題となりうる。上村達男早稲田大学教授はライブドアの事件を巡り、証券取引等監視委員会の執行力の弱さ、独立性の低さを問題としている。日本経済新聞2006年1月24日、26日朝刊。
- 116 最判昭和51年7月9日税資93号1173頁
- 117 最決平成16年1月20日『租税判例百選 (第4版)』248頁。なお,学説上は証拠資料 の流用を一切否定する見解もある。
- 118 松沢智『租税処罰法』 126頁 有斐閣 (1999)
- 119 郷原信郎「独占禁止法の制裁・措置の見直 しについて」独占禁止法基本問題懇談会 2005年10月4日資料。このようなことを避

- けるために、刑事罰の適用を個人中心とする のか法人事業者を中心とするのかの方針や告 発対象事件の選別についての基準を示すべき としている。
- 120 臼井滋夫『国税犯則取締法』103頁 信山社 (1990)
- 121 笹倉宏紀「質問検査で取得収集した証拠資料の犯則事件での利用」水野忠恒、中里実、佐藤英明、増井良啓編『租税判例百選(第4版)』249頁 有斐閣(2005)
- 122 岸秀光「犯罪嫌疑者に対する質問調査手続 と憲法38条1項」水野忠恒、中里実、佐藤 英明、増井良啓編『租税判例百選(第4版)』 247頁 有斐閣 (2005)
- 123 ただし、税務では、実際に検査拒否(所得 税法242条8項など)により立件され刑事罰 が科された案件は極めて少なく、昭和40年 代に発生した6例(いずれも個人事業者,罰 金刑)が見られる程度である(加藤恒二「申 告納税制度の下における制裁等―納税者のコ ンプライアンス向上の観点から―」『税大論 叢』44号195頁(2004))。これについては、 検査拒否などの違法行為が形式的に認識され たとしても,「行為の社会的不相当性とそれ による法益侵害性とを総合的に考察して刑罰 を科すのにふさわしいものであるかどうかを 実質的に判断しなければならない」といった 説明がされているが、同時に、検査拒否等に 対する量刑の上限の1年以下の懲役又は20 万円以下の罰金(法人税法,所得税法の場合) が「悪質かつ重大なケースには必ずしも見 合ったものではない」と指摘もされている (藤巻一男「クロスボーダー取引の拡大・変 容と質問検査権の行使等に関する研究」『税 大論叢』46号48頁(2004))。他の法令にお いては、企業の検査拒否に対して、銀行法、 証取法, 道路運送車両法の2億円など高額の 罰金を定めているものが多数あり、そこでは 実質上の制裁の機能が果たされる余地は大き い。なお、ほ脱犯以外の場合でも、検査拒否 のために直接資料を入手できない場合に推計 課税の必要性を満たすことが多く推計課税が なされることも多いと思われる。しかし、推 計課税は, 実額により所得金額を把握できな い場合に補完的に認められる手段と解され、 課税の公平を保つ目的から課税庁に認められ るものであるから、租税の賦課という不利益 処分であり、納税者にとって近似値による課 税をされることによるリスクを負わせる面が あるとしても, 推計課税それ自体は制裁とし ての機能を有するものではない。このことか

- ら,上記加藤論文は,「罰則適用の前の行政 段階に,納税者の義務履行を強制する法的な 仕組みをおくことが必要」(252頁)と指摘し ている。
- 124 また、行政調査(民事手続)と犯則調査 (刑事手続)が同時並行になされた場合には (parallel proceedings)、供述拒否権の問題を 避けるために、米国では、刑事手続を先行さ せることがなされている。これにより、被告 側が行政調査(民事手続)で供述拒否をする か否かの判断をしなくて済むことになるから である。
- 125 石川健治「質問検査権(2)」水野忠恒,中里 実,佐藤英明,增井良啓編『租税判例百選 (第4版)』209頁 有斐閣 (2005)
- 126 米国でも、民事・行政上の開示手続・調査によって収集された証拠は、その開示手続・調査に誠実な民事上の根拠がある場合には、検察官と共有できるとされている。岩橋健定「米国における違反抑止制度」独占禁止法基本問題懇談会 2005年11月18日資料。